

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六 年 十 月 二十二日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さだひで腎・泌尿器科クリニック	広島市安佐南区山本一―九―二六クリニックモール祇園 二F	令和 六・一― 二
さくらの木ファミリークリニック	広島市西区福島町二丁目二四―二七―二	令和 六・一― 一
きたむら内科クリニック	府中市府川町一〇八番八	令和 六・一― 二

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六 年 十 月 二十一日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
笹尾クリニック	広島市中区宝町四―七笹尾ビル二F	令和 六・一〇・一
ひろしま脳神経内科クリニック	広島市南区松原町五番一号ビッグフロント ひろしま四F	〃
新市ときながクリニック	福山市新市町大字新市六二八番地二	〃
むかいなだ耳鼻咽喉科・アレルギー科	安芸郡府中町桃山一丁目四番一八号三階	〃
きらきらくどもクリニック	安芸郡海田町窪町一番二三号JR海田市駅 NKビル二階	〃
おんじ内科クリニック	安芸郡海田町南大正町三番二五号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六年十月 二十二日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
広島RS矯正歯科クリニック	広島市西区観音本町一丁目一六番二一号	令和 六・一〇・一
甲斐歯科医院	福山市芦田町大字下有地九八〇番地二	〃
甲元歯科医院	安芸郡府中町浜田二丁目二番一六号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六年 十月 二十二日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サンドラッグ広島本通薬局	広島市中区本通四番一―号	令和 六・一―・一
のぞみ薬局	府中市府川町一〇八―一三	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六年 十月 二十二日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
水主町薬局	広島市中区吉島東一丁目二七番二〇号	令和 六・一〇・一
パール薬局 相田店	広島市安佐南区相田二丁目五番一八―二〇一号	〃
パール薬局 川内店	広島市安佐南区川内四丁目一五番二〇号	〃
しんいち薬局	福山市新市町新市六二九番地一	〃
つつじ薬局	東広島市西条昭和町一二番四三号	〃
安芸府中薬局	安芸郡府中町桃山二丁目一八―二〇	令和 六・一〇・一五